

目次

◎	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（抄）	1
◎	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（抄）	5
◎	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（抄）	8
◎	原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）（抄）	9
◎	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）	10
◎	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）	10

◎放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十一年法律第六十七号）（抄）

（許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置等）

第二十八条 第二十六条第一項の規定により許可を取り消された許可使用者若しくは許可廃棄業者又は前条第一項若しくは第三項（第七項の規定により適用する場合を含む。）の規定により届出をしなければならない者（以下「許可取消使用者等」という。）は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2～6 （略）

7 許可取消使用者等であつて、従前の許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に係るものは、第一項の規定により講ずべき措置が完了するまでの間は、政令で定めるところにより、それぞれ許可届出使用者、表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなして、第十六条から第十九条の二まで、第二十四条、第二十五条の二第一項から第三項まで、前条第三項、次条第八号、第三十条第九号及び第十号、第三十条の二、第三十一条の二から第三十三条の三まで、第四十二条、第四十三条の二並びに別表第三から別表第五までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第十六条第三項中「許可届出使用者」とあるのは「許可届出使用者（第二十八条第七項の規定により許可届出使用者とみなされる者を除く。）」と、第十九条第四項及び第五項中「許可廃棄業者に」とあるのは「許可廃棄業者（第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）」と、第二十五条の二第一項中「第十五条から第十七条まで及び第二十条から第二十三条まで」とあるのは「第十六条及び第十七条」と、「使用、保管」とあるのは「保管」と、前条第三項中「分割をした場合において、第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は第二十六条の三第一項の規定による承継がなかつたときは」とあるのは「分割をしたときは」と、次条第八号中「許可廃棄業者に」とあるのは「許可廃棄業者（前条第七項の規定により許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）」と、第三十条第十号中「運搬のために所持する場合」とあるのは「運搬のために所持する場合及び第二十四条又は第三十三条第一項若しくは第三項の措置を講ずるために所持する場合」とする。

8 （略）

(原子力規制委員会等への報告)

第三十一条の二 許可届出使用者(表示付認証機器使用者を含む。)、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、その放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故その他の原子力規制委員会規則(放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては原子力規制委員会規則又は国土交通省令、第十八条第五項の規定による届出に係る場合にあつては内閣府令。以下この条において同じ。)で定める事象が生じた場合においては、遅滞なく、原子力規制委員会規則で定めるところにより、事象の状況その他の原子力規制委員会規則で定める事項を原子力規制委員会(放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては原子力規制委員会又は国土交通大臣、同項の規定による届出に係る場合にあつては都道府県公安委員会)に報告しなければならない。

(警察官等への届出)

第三十二条 許可届出使用者等(表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。次条において同じ。)は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第三十三条 許可届出使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、原子力規制委員会規則(放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては、原子力規制委員会規則又は国土交通省令)で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 原子力規制委員会(放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては、原子力規制委員会又は国土交通大臣)は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素又は放射性汚染物の所在場所の変更、放射性同位元素等による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(廃棄に係る特例)

第三十三條の二 許可届出使用者及び許可廃棄業者が廃棄事業者(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。))第五十一条の五第一項に規定する廃棄事業者をいう。以下この条において同じ。)にその廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物(これらの物が当該廃棄事業者の工場又は事業所に搬入された場合に限る。)は、この法律、原子炉等規制法その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質(原子炉等規制法第二条第二項に規定する核燃料物質をいう。以下この条において同じ。)又は核燃料物質によつて汚染された物とみなす。

(放射能濃度についての確認等)

第三十三條の三 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射性汚染物に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして原子力規制委員会規則で定める基準を超えないことについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会又は原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録濃度確認機関」という。)の確認(以下「濃度確認」という。)を受けることができる。

2 濃度確認を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところによりあらかじめ原子力規制委員会の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、その濃度確認を受けようとする物に含まれる放射線を放出する同位元素の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他原子力規制委員会規則で定める書類を原子力規制委員会又は登録濃度確認機関に提出しなければならない。

3 濃度確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他の政令で定める法令の適用については、放射性汚染物でないものとして取り扱うものとする。

(準用)

第四十一条の二十六 第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第三十三條の三第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定(第四十一条第二項第三号を除く。)中「設計認証員」とあるのは「濃度確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「濃度確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任濃度確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「濃度確認業務」と、「登録濃度確認機関」とあるのは「濃度確認業務等」と、第四十一条第一項第

三号中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録濃度確認機関登録簿」と、同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の二十五に規定する濃度確認業務（以下単に「濃度確認業務」という。）」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他原子力規制委員会規則で定める方法」とあるのは「原子力規制委員会規則で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（手数料の納付）

第四十九条 第三条第一項本文、第四条の二第一項、第十条第二項若しくは第十一条第二項の許可、設計認証等（登録認証機関の行うものを除く。）
、施設検査等（登録検査機関の行うものを除く。）
、定期確認（登録定期確認機関の行うものを除く。）
、運搬方法確認（登録運搬方法確認機関の行うものを除く。）
、運搬物確認（登録運搬物確認機関の行うものを除く。）
、第十八条第三項の承認、埋設確認（登録埋設確認機関の行うものを除く。）
、濃度確認（登録濃度確認機関の行うものを除く。）
、第三十三条の三第二項の認可、試験（登録試験機関の行うものを除く。）
、資格講習（登録資格講習機関の行うものを除く。）
、放射線取扱主任者免状の交付若しくは再交付、定期講習（登録定期講習機関の行うものを除く。）
又は研修を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を国に納付しなければならない。

2 (略)

別表第三（第四十一条の二十、第四十一条の二十二関係）

- 一 許可届出使用者等（設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、濃度確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。）
- 二 放射性同位元素の製造、販売又は賃貸を業とする者であつて、前号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

別表第四（第四十一条の二十四関係）

- 一 許可届出使用者（設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、濃度確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。）
- 二 許可廃棄業者

三 廃棄物埋設の工事の請負を業とする者であつて、前号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

別表第五（第四十一条の二十六関係）

- 一 許可届出使用者（設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、濃度確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。）、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者
- 二 廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を業とする者であつて、前号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

◎放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（抄）

目次

- 第一章 放射性同位元素等の定義（第一条・第二条）
 - 第二章 許可の申請及び届出（第三条―第十条）
 - 第三章 放射性同位元素装備機器の設計の認証等（第十一条―第二十条の三）
 - 第四章 登録認証機関等（第二十一条―第二十九条）
 - 第五章 雑則（第三十条・第三十一条）
 - 第六章 外国船舶に係る担保金等の提供による積放等（第三十二条―第三十五条）
- 附則

（放射性同位元素）

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（第二十条の三第一号を除き、以下「法」という。）第二条第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元

素の数量及び濃度がその種類ごとに原子力規制委員会が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及び同条第三号に規定する核原料物質
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及びその原料又は材料であつて同法第十三条第一項の許可を受けた製造所に存するもの
- 三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（次号において「病院等」という。）において行われる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項に規定する治験の対象とされる薬物
- 四 前二号に規定するもののほか、陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いられる薬物その他の治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される薬物であつて、当該治療又は診断を行う病院等において調剤されるものうち、原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議して指定するもの
- 五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第四項に規定する医療機器で、原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに装備されているもの

（許可届出使用者等とみなす許可取消使用者等）

- 第二十條の二 法第二十八條第七項の規定による法第十六條から第十九條の二まで、第二十四條、第二十五條の二第一項から第三項まで、第二十七條第三項、第二十九條第八号、第三十條第九号及び第十号、第三十條の二、第三十二條から第三十三條の二まで、第四十二條、第四十三條の二並びに別表第六から別表第八までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とみなす。
- 一 許可取消使用者等であつて従前の許可届出使用者に係るもの 許可届出使用者
 - 二 許可取消使用者等であつて従前の表示付認証機器届出使用者に係るもの 表示付認証機器届出使用者（法第二十四條、第三十二條及び第三十三條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する場合にあつては、表示付認証機器使用者）
 - 三 許可取消使用者等であつて従前の届出版売業者に係るもの 届出版売業者
 - 四 許可取消使用者等であつて従前の届出貨貸業者に係るもの 届出貨貸業者
 - 五 許可取消使用者等であつて従前の許可廃棄業者に係るもの 許可廃棄業者

(濃度確認を受けた物を放射性汚染物でないものとして取り扱う法令)

第二十条の三 法第三十三条の二第三項に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。

- 一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- 二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)
- 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)
- 四 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十九号)
- 五 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)
- 六 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)
- 八 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)
- 九 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)
- 十 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)
- 十一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令
- 十二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)

(登録濃度確認機関の登録等に関する読替え)

第二十六条の二 法第四十一条の二十六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四十一条第二項、第四十一条の二第二項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項	第十二条の二第一項	第三十三条の二第一項

(手数料)

第三十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一〜九 (略)	(略)
十 法第三十三条の二第一項の濃度確認を受けようとする者	五十一万五千九百円(法第三十三条の二第一項の濃度確認を受けようとする物の重量が二十トンを超える場合にあつては、五十一万五千九百円に二十トン又は二十トンに満たない端数を増すごとに五万七千百円を加えた額)
十一 法第三十三条の二第二項の認可を受けようとする者	百四十三万百円(電子申請等による場合にあつては、百四十二万八千八百円)
十二〜十九 (略)	(略)

2 (略)

◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

3〜13 (略)

(事業の許可)

第五十一条の二 次の各号に掲げる廃棄(製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、

使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第九号に規定する廃棄施設において行うものを除く。）の事業を行おうとする者は、当該各号に掲げる廃棄の種類ごとに、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、これらに含まれる政令で定める放射性物質についての放射能濃度が人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして当該放射性物質の種類ごとに政令で定める基準を超えるものの埋設の方法による最終的な処分（以下「第一種廃棄物埋設」という。）

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて前号に規定するもの以外のものの埋設の方法による最終的な処分（以下「第二種廃棄物埋設」という。）

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての第一種廃棄物埋設及び第二種廃棄物埋設（以下「廃棄物埋設」という。）その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）

2 (略)

(変更の許可及び届出)

第五十一条の五 第五十一条の二第一項の許可を受けた者（以下「廃棄事業者」という。）は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2・3 (略)

◎原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）（抄）

(定義)

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 (略)
- 二 「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であつて、政令で定めるものをいう。
- 三〇五 (略)

◎武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号) (抄)

(危険物質等に係る武力攻撃災害の防止)

第百三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空气中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの(以下この条及び第百七条において「危険物質等」という。)に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2〇4 (略)

5 前各項の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときにについて準用する。

◎武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号) (抄)

(危険物質等)

第二十八条 法第百三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める物質は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

五 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第六十四条第一項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。)

六 原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十七条の八第一項第三号に規定する核原料物質を除く。)

七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素及び同法第一条に規定する放射性汚染物(同法第三十二条に規定する許可届出使用者等(同法第二十八条第七項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。)が所持するものに限る。)

八〇十一 (略)

